

1 推薦に当たっての留意事項

【青少年の部・育成功労の部共通】

- 選考の結果、受賞者（団体）として決定した場合には、報道発表及び県ホームページへ掲載する予定ですので、あらかじめ御承知くださるようお願いいたします。
- 活動実績をできるだけ具体的に御記載ください。なお、記載すべき内容が所定の枠内に収まらない場合には、適宜改行していただいても構いません。
また、可能な限り当該活動の実施状況などの関係資料（新聞記事など）を添付してください。ホームページ等がある場合は、アドレスと共に関連記事を資料として添付してください。
- 個人の活動内容が、属する団体の活動の一環である場合は、個人として推薦することが適切と思われる活動内容、推薦事由（例：活動に熱心に取り組んでいて、団体の中心人物であり、他の模範となるなど、個人として特に際立った功績がある等）について、具体的に御記載ください。
- 選考に際し、活動内容について事務局（千葉県健康福祉部子ども・若者政策課）から推薦者へ問合せをする場合があります。その際は御協力をお願いします。
- ライトブルー賞として表彰対象とならなかった場合は、改めて意向を確認させていただいた上で、県民生活課から「小さな親切」実行章へ推薦させていただく場合があります。

過去3年間の受賞者概要については「ライトブルー賞 千葉県」で検索してください。
〔千葉県HP〕ライトブルー賞について

【青少年の部】

- 表彰の対象と認められる青少年及び団体については、積極的に御推薦ください。
※ 令和5年度まで、「人命救助等の一時的活動であって警察・消防署等の公的機関から表彰を受けている場合」を推薦対象外としていましたが、令和6年度から推薦対象としています。
- 原則として、表彰基準に定める活動回数・期間を満たしている候補者（団体）を受賞の対象としています。基準を満たしていない候補者（団体）を推薦される場合は、詳細な理由を記載した「理由書」（任意様式）を提出してください。

【育成功労の部】

- 青少年育成団体のほか、企業、NPO法人など多様な主体による活動を積極的に推薦してください。
- 当該活動において、行政から補助金等を受けている場合は、補助金等の名称、金額、活動費に占める割合を推薦書に記載してください。行政からの委託事業や、補助金等を主たる財源（5割を超える）としている活動は表彰対象外となります。
- 先駆性・独創性については、他に先んじて実施された、他の団体等のモデルになっている、活動がユニークであり波及が期待できるなどを具体的に記入してください。
- 表彰基準を満たしている者（団体）の中から、特に優れている者（団体）を表彰します。